

境界確認のよくある質問

Q. 道路境界は市で教えてもらえるか？

A. 過去に道路の境界確定を行っていれば、窓口で境界確定図を閲覧・交付することができます。しかし、道路の境界確定や公共事業を行っていない場合、道路境界が曖昧なままであるため、測量会社や土地家屋調査士事務所などにご依頼のうえ、境界立会を行い、境界を確定させる必要があります。

Q. 過去の立会の成果はあるか？

A. 道路管理課で閲覧・交付できる成果は、境界確定図と公共基準点の成果です。分筆などで登記されている地積測量図は法務局で閲覧・交付できます。土地区画整理事業は区画整理課、国土調査事業は農村整備課へご相談してください。

Q. 境界杭は市が復元してもらえるか？

A. いいえ。市で境界杭の復元はいたしません。地権者間で大切に管理してください。正確に復元したい場合は、測量を行う必要があるため、測量会社や土地家屋調査士事務所などにご相談してください。

Q. 市で境界杭の配布はしているか？

A. いいえ。配布していません。指定の杭はありませんので、関係地権者にご相談のうえ、現地に合ったものをご使用ください。

Q. 境界確認申請は市で測量してもらえるか？

A. いいえ。市で測量はいたしません。測量会社や土地家屋調査士事務所などにご依頼してください。

Q. 隣接地との民地境界も確定できるのか？

A. いいえ。道路に接していない部分については確定できません。民地同士の境界については隣接の地権者にご相談してください。

Q. 国道や県道も市が立会しているのか？

A. いいえ。国道 17 号線と 50 号線は桐生国道維持出張所、それ以外の国道や県道などは群馬県伊勢崎土木事務所が管理していますので、それぞれの管理者へご相談してください。また、県の管理区域であっても市の道路認定がされている場合があります。その場合は県が認めれば、市が立会います。

Q. 立会を省略できる場合はあるか？

A. はい。復元可能な測量成果があり、現地と問題なく合致している場合は立会を省略することができます。国土調査事業済みの地区や一部の土地区画整理事業済みの地区は、原則、立会の省略は可能です。

Q. 境界確定図の座標系は任意でよいか？

A. 原則は公共座標でお願いしています。ただし、公共基準点があまりにも遠すぎて使用が難しい場合などは任意座標で構いません。

Q. 境界の再確定はできるか？

A. はい。次の条件を満たす場合は再確定することができます。

境界を変更すべき合理的な根拠があると認められるとき。または、境界の復元が現地において著しく困難であるとき。かつ、関係地権者全員の同意が得られている。ただし、道路の両側を確定している場合で、申請地側の境界線のみを変える場合であっても、道路幅が変わりますので、対側地権者の同意が必要になります。手続きは初めからになりますので、境界確認申請書を提出してください。